

## 自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付要綱

	平成26年 5月29日	26環エ第66号
	平成27年 6月 4日	27環エ第58号
	平成29年 4月10日	29環エ第10号
	平成30年 4月16日	30環エ第 8号
	平成31年 4月16日	31環エ第13号
	令和 2年 4月10日	2環政ゼ第 9号
	令和 3年 4月15日	3環政ゼ第 4号
改正	令和 3年 6月 1日	3環政ゼ第44号

### (趣旨)

第1 この要綱は、地域主導の自然エネルギー事業を県内各地へ波及させることを目的として、「長野県ゼロカーボン基金」を活用し、地域の多様な事業主体が地域金融機関等と連携して取り組む自然エネルギー発電事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者 次に掲げる事業者及び知事が特に認める法人をいう。
  - ア 民間企業等 長野県内に主たる事務所を有する営利活動を行う法人で、別表1に該当するものをいう。
  - イ NPO等 県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに法人格を有しない非営利団体（本事業の補助金交付申請時までには法人格を取得することが見込まれるものに限る。）をいう。
  - ウ 地域協議会 県内の住民、NPO等、民間事業者、大学又は行政機関等で構成される協議会であって、別に定めるものをいう。
- (2) 地域金融機関等 県内に本店を有する地域金融機関（地方銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等）及び地域金融機関が主体となって連携融資を行う複数の金融機関の集合体をいう。
- (3) ソフト事業 自然エネルギー発電事業に係る調査事業、計画作成事業及び設計事業をいう。
- (4) ハード事業 自然エネルギー発電事業に係る発電設備導入事業をいう。

### (対象となる事業)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に基づく認定を受け、又は受けることが見込まれる施設の設置に必要な、市町村又は民間事業者が行うソフト事業（太陽光発電事業に係るものを除く。）及び民間事業者が地域金融機関等から融資を受けて行うハード事業（取り組む自然エネルギー発電事業について第三者によるデューデリジェンス（収益性や事業リスク等の調査）を経て行うものに限る。ただし、太陽光発電事業についてはこの限りでない。）とし、その種類、補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は別表2に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員となっている団体

- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- (4) その他知事が適当でないとする団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の対象事業としない。
  - (1) 県又は市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業
  - (2) 国が支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
  - (3) 国又は県が出資する公益財団法人等から助成金の交付を受けた事業
  - (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
  - (5) 宗教的活動に関する事業
  - (6) 政治的活動に関する事業
  - (7) 公序良俗に反する事業
  - (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(事業計画書の提出等)

- 第4 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、自然エネルギー地域発電推進事業計画承認申請書及び自然エネルギー地域発電推進事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出し、知事の認定を受けるものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする者が民間事業者である場合には、事業計画書は、当該事業を実施しようとする場所を管轄する市町村長を経由して提出するものとする。
  - 3 市町村長は、前項の規定により提出された事業計画書を経由する場合において、必要があると認めるときは、当該事業計画に対する意見書を添えることができる。
  - 4 知事は、事業計画書の提出があったときは、別に定める選定基準により内容を審査し、計画の認定に当たっては、知事が選定する者で構成する選定委員会の意見を聞くものとする。
  - 5 知事は、前項の審査の方針を定めるため必要があると認める場合は、あらかじめ選定委員会の意見を聞くことができる。
  - 6 選定委員会は、第3項の意見書の提出があった場合は、第4項の意見を述べる際の参考にするものとする。
  - 7 第4項の選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。
  - 8 交付申請までの間に、地域金融機関等の融資の審査が不適となった場合や、計画変更等の事由が生じた場合は、速やかにその理由を付して知事に報告しその指示を受けるものとする。

(交付の申請)

- 第5 規則第3条に規定する申請は、自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付申請書により、事業毎（ソフト・ハード別）に行うものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
    - (1) 自然エネルギー地域発電推進事業費計画内訳書
    - (2) 自然エネルギー地域発電推進事業資金調達計画書
    - (3) 地域金融機関等の貸付に係る書類（ハード事業の場合は必須）
    - (4) その他知事が必要と認める書類
  - 3 前2項に規定する書類の提出期限は、知事が別に定める。

(交付の条件等)

- 第6 知事は第5に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付決定を行うものとする。
- 2 交付決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を条件とする。
    - (1) 本事業の成果を基に発電施設等を整備し発電を行う場合は、全量売電により収入を得ることとし、当該収入の一部を地域や住民その他公共的利益のために還元すること。
    - (2) 発電開始に至った段階で売電収入が生じた場合は、知事が別に定めるところにより、原則として収入を得た年度の翌年度から毎年度、売電により得た収入の一部を県に納付すること。この場合の県に納付すべき金額の総額は、交付した補助金に相当する金額を限度とすること。
    - (3) 太陽光発電事業については、特色ある事業に限るものとし、野立てで行う場合は、第4の3に規定する市町村長の意見書を付すことを条件とする。
    - (4) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けることとする。

- ア 事業の実施場所、施設の設置場所の変更
- イ 構造及び機能その他の事業の主要な内容の変更
- ウ ソフト事業の実施結果に伴う事業計画内容等の変更
- エ 交付の対象となる経費の20%以上の変更（ただし、入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

- (5) 前号に規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに知事に届け出ること。
- (6) ハード事業の着手が当初計画時よりも著しく遅延する場合は、速やかに知事に申請し承認を得るものとする。なお、知事は、合理的な理由がないと判断した場合は、交付の取消等を行うことができるものとする。
- (7) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (8) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付することが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができる。

（変更承認申請書等）

第7 第6の規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業内容の変更  
自然エネルギー地域発電推進事業変更承認申請（届出）書
- (2) 事業着手の遅延  
自然エネルギー地域発電推進事業着手遅延承認申請書
- (3) 事業の中止又は廃止  
自然エネルギー地域発電推進事業中止等承認申請書
- (4) 事業が予定の期間内に完了しないとき  
自然エネルギー地域発電推進事業期間延長承認申請書

（交付申請の取下げ）

第8 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付申請取下書により行うものとする。

（遂行状況報告）

第9 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、自然エネルギー地域発電推進事業遂行状況報告書により、別に指示する日までに知事に報告するものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条第1項に規定する実績報告は、自然エネルギー地域発電推進事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 自然エネルギー地域発電推進事業費実績内訳書
  - (2) 自然エネルギー地域発電推進事業資金調達実績書
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する報告書及び関係書類は、別に定める日までに管轄する地域振興局長を経由し知事に提出するものとする。

（補助金の交付請求）

第11 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、自然エネルギー地域発電推進事業補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

2 補助事業者が事業完了後補助金の精算払を受けようとするときは、自然エネルギー地域発電推進事業補助金精算払請求書を知事に提出するものとする。

(事業評価の公表等)

- 第12 補助事業者は、第10の規定による実績報告書の提出時に、自然エネルギー地域発電推進事業総括書（以下「事業総括書」という。）により当該交付の対象となった事業の評価を行い、その内容を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項により提出された事業総括書を速やかに公表するとともに、補助金の交付を行った補助事業者に、必要な助言及び支援を継続的に行うものとする。

(収益納付)

- 第13 補助事業者は、第6第2項第2号の規定により付された条件に従い、売電収入の一部を、知事が別に定めるところにより県に納付するものとする。ただし、自然災害その他補助事業者の責に帰さない事由により売電収入が減少した場合は、自然エネルギー地域発電推進事業売電収入変更報告書により知事に報告し、その指示に従うものとする。

(帳簿の整備等)

- 第14 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業完了年度又は収益納付終了年度の翌年度のいずれか遅い年度から5年間保管しておくものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業完了後から収益納付終了年度までの間に補助事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けるものとする。

(書類の提出等)

- 第15 規則及びこの要綱により提出する書類は、正副2部（第4第2項の規定により民間事業者が提出する書類においては正副3部）とし、所轄地域振興局長を経由して提出するものとする。

(申請書等の様式等)

- 第16 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に知事が定める。

附則 この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成31年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

別表1（第2関係）

業種	民間企業等の要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人

別表2（第3関係）

事業の種類	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
自然エネルギー地域発電推進事業	1 ソフト事業 太陽光発電事業を除く自然エネルギー発電事業に係る調査、計画作成、設計及びデューデリジェンスに要する費用で、本表3に掲げる経費を控除したもの	3分の2以内	700万円
	2 ハード事業 自然エネルギー発電事業に係る発電設備導入に要する費用で、本表3に掲げる経費を控除したもの	太陽光発電 4分の1以内	1,500万円
		小水力発電 10分の4以内	12,000万円
		バイオマス発電等 10分の3以内	9,000万円
3 補助対象としない経費 (1) 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費 (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用 (3) 食糧費 (4) 損失補填的な経費 (5) 過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設及び撤去に係る経費 (6) その他知事が不相当と認める経費			

※ なお、前年度以前からの継続事業の補助額を算定する場合には、補助を受けた初年度の算定方法及び単価を適用する。